



「七草」採っておかゆに舌鼓

体力づくり

耐寒ハイキング

野山を歩いて、七草を探そう」と町教育委員会主催の「体力づくり耐寒ハイキング」が一月十五日に行われ、二十人が参加しました。

「七草」とは、せり、なずな、ごぎょう、はこべら、ほとけのざ、すずな、すずしろの七種。

冬は新鮮な野菜が少なく、おせち料理を食べたり、家に引きこもり勝ちで胃腸にも変調を来たしやすい。そこで雪の下にも芽を出すこれらの野菜を使って雑炊をたいて食べれば健康によいというのが先人の知恵です。

そうしたことから町教委では毎年、七草を採取するハイキングを行っているもので、この日は「成人の日」で天気もよく岡山墓苑周辺を巡る約三キロのコースを一時半かけ、自然を楽しみながら、春の七草を採取してまわりました。

その後町公民館に帰り、町婦人学級生が奉仕で準備した「七草がゆ」や「ぜんざい」の温いもてなしに舌鼓をうちました。

▲「この草なんの草」

確定申告早めの準備を

期間は2月17日～3月16日

所得税の確定申告が二月十七日から始まります。申告期間は三月十六日までです。

所得税は、納税者が自分で所得や税額を計算し納付する申告納税制度をとっています。確定申告は税金の精算手続きであるとともに、一年間の事業などの総決算でもあります。

事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンでも確定申告をしなければならぬ人は、早めに申告をお済ませください。

期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、不足額に対して一定割合の加算税や延滞税も納めなければならぬようになりますのでご注意ください。

なお、個人事業者の消費税

の確定申告は三月三十一日までです。確定申告で分かりにくい点は町税務課(☎054-114)へお尋ねください。

申告には印鑑や証明書類を用意

確定申告の手続きをされる場合は印鑑や所得から除外(控除)されるための証明書類など用意してお出かけください。

①「印鑑」

② 昨年(一月～十二月)の収入、支払いの分かる証明書類は帳簿類

③ 生命保険料、社会保険料、医療費などの証明書、領収書

④ 源泉徴収票および各機関発行の支払調書

医療費を多く払った人など

還付の申告は1月から受け付け

サラリーマンの所得税は大部分が年末調整によって精算されていますので申告の必要はありませんが、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームをローンなどで取得した
- ② 多額の医療費を支払った
- ③ 災害や盗難の被害にあった
- ④ 年の中途で退職し、現在も再就していない
- ⑤ 給与所得者の特定支出控除

られる人はその手帳

⑥ その他、所得計算に必要な書類

⑦ 申告用紙(税務署から送付された人)

⑧ 税金が還付されると思われる人は受け取るための預金通帳の口座番号をメモして税務相談に出かけられた方が賢明です。

確定申告される場合は次の点にご注意ください。

○ 勤務先から交付された源泉徴収票を添付しなければなりませんし、控除の種類に際して領収書や証明書などが必要になります。

○ 還付申告する場合には、給与所得や退職所得以外の所得が二十万円以下であっても、それを含めて計算しなければなりません。

の特例の適用を受ける場合、還付の申告は一月から税務署と町役場で受け付けています。郵送でも受け付けますので、自分で書いて早めに提出されますように。

また、収入が給与だけで年末調整が済んでいるサラリーマンが、還付申告をされる場合簡易な申告用紙があります

国保つてなあに 豊かな老後のために

第4条 暮らしの中でリハビリを食事と排泄、着替えから脳卒中や骨折などで入院した場合、家庭に戻ってからもリハビリテーション(機能回復訓練)を続ける必要があります。日常生活の中でもっとも基本的な動作(食事、排泄、着替えなど)を、体を動かせる範囲で、なるべく元気な頃と同じように行うよう心がけましょう。

第5条 身だしなみを整え生活にメリハリを

寝る場所と食事をとる場所の区別がない生活パターンは外へ出る意欲を低下させ、閉じこもりから寝込み、ひいては寝たきりへとつながっていきます。

一方、身だしなみを整えることは外出の予定がなくても気分転換になったり、他人に良い印象を与えることで自分でご利用ください。

還付金の受け取りは 「口座振込」で

税金を納め過ぎたときは申告によりお金が返ります。その

分に自信がもてるなど、活動的の生活の動機づけとなります。身だしなみの第一歩は、清潔です。皮膚、口腔、頭髪、衣服などを常に清潔に保つことは、臭気を防ぐとともに、感染症の予防にとっても大切です。

第6条 「手は出しすぎず目は離さず」が介護の基本

自分でできることは自分で行う。実行してもらう周囲が配慮し、高齢者が自力で実行するという気持ちを持ち続けられるよう支援して、心身の機能の低下を招かないようすることが大切です。

第7条 ベッドから移ろう移ろう行動広げる機器の活用

寝たきり状態から自立を図っていくためには、各種の機器を活用することが効果的です。ベッド上で体を起こすことができると人は車椅子を利用して、短時間でも毎日ベッドから離れることを目標にしましょう。ベッドの他にも、各種の機器が開発されていますのでご利用しましょう。

の還付金を受け取る場合、金額の多少にかかわらず銀行など金融機関への振り込みをご利用ください。

なお、指定される預金口座は申告された本人の名義に限りますのでご注意ください。

ごみの収集日 2月

ごみの収集時間
前日午後五時～当日午前八時

町指定袋の販売

町指定のごみ袋は、各地区環境衛生組合長宅と婦人会支部長(一部)宅で販売します。清掃センターへ直接持ち込みごみを直接センターへ持ち込むのは(月・土)、午前八時半～正午、午後一時～午後二時まで。(祝祭日は出せません)

不燃物ゴミの収集日 (町内全域)

○ビン、ガラス、灰など (第1、3木曜日)	6日	20日
	(木)	(木)
○空缶、鉄類 (第2、4木曜日)	13日	27日
	(木)	(木)

可燃ゴミの収集日

阿小校区 (岩倉を除く) 月・水・金						
3日	5日	7日	10日	12日	14日	17日
19日	21日	24日	26日	28日		
井小校区 (岩倉を含む) 火・土						
1日	4日	8日	(12日)	15日	18日	22日
25日	29日					

()は変更後の収集日

各課からのお知らせ

保健衛生課

局線 4113
有線 2122

幼児のむし歯予防

2月20日にフッ素塗布

町では子どものむし歯予防の一つとしてフッ素塗布をします。

▽日時 二月二十日(木)午後一時から

▽場所 町公民館

▽対象 二歳以上で小学校に入るまでの幼児

▽塗布料 五百円

▽持参品 母子健康手帳、タオル

▽申し込み 二月十日(月)までに町保健衛生課へ。

当日は歯みがきをして来てください。

住民課

局線 4112
有線 2132(福祉)
2135(戸籍)

お年寄りの実態調査

60歳以上全員にアンケート

町では老人保健福祉計画策定に伴う調査手法開発のモデル町として国からの指定を受け、六十歳以上の全町民を対象に高齢者保健福祉についてのアンケートをします。
方法は一月二十五日から二月十一日の間に調査員(民生委員、福祉員など)が該当する世帯に伺いアンケート用紙への記入をお願いすることになっていきます。

企画課

局線 4113
有線 2144

新しい時代に向けて

光り輝け！阿知須の女性

2月20日 シンポジウムと講演会

町では女性問題について認識を深めるため、シンポジウムと講演会を開きます。

昨年八月に「光り輝け阿知須の女性」を唱えて「阿知須女性のつどい」が開かれて半年が経ちました。

この間、阿知須アクションプラン実行委員会(山根傳美子代表)が中心となり、女性問題に関するアンケートや三つのグループに分かれて共同研究講座ゼミ(全四回)を行ってききましたが、今回はその

総仕上げとなるものです。
▽日時 二月二十日(木)午前十時から午後三時まで

▽場所 町公民館三階大講堂
《シンポジウム》

●テーマ 「光り輝け！阿知須の女性」学習を通して」

●発表者 学習会の代表者、行政関係者

●助言者 木下謙治氏(山口大教授) 磯野有秀氏(山口女子大教授) 西村洋子氏(宇部短大教授)

《講演》

でありのままを正確にご記入ください。

なお、今回の調査の中で、一人暮らしや寂れたりの人など特定の人については、三月中旬ごろに、改めて二次調査をしますのでご協力をお願いします。

一年ごとに支給期間が改正されていきます。平成四年一月から十二月までは五歳未満が対象です。

届け出は早く

最初の子にも児童手当

一月一日から児童手当が改正され、昨年生まれた第一子(一歳未満)も今年から月額五千円の手当が受けられるようになりました。

二人目以降の子どもについては今年から平成六年まで、

同和福祉援護資金

随時受け付け

町では同和福祉援護資金の貸し付け制度を設けています。詳しく問い合わせ、申し込みは住民課福祉係へ。

付けています。(別表参照) このほかに結婚、出産、生業、技能取得の資金や生活資金の貸し付けをしています。詳しく問い合わせ、申し込みは住民課福祉係へ。

資金の種類	貸付限度額	貸付利率
就学資金	高等学校又は高等専門学校 1人1月につき 16,500円	無利子
	大 学 1人1月につき 38,000円 入学時 300,000円	無利子
各種学校等	1人1月につき 16,500円	無利子
	入学時 32,660円	
住宅資金	改 築 1世帯につき 2,000,000円以内	年2.8%
	新 築 1世帯につき 4,000,000円以内	年2.8%
	宅地所得造成 1世帯につき 3,000,000円以内	年2.8%

教育委員会 社会教育課

局線 2022
有線 4892

楽しく走ろう大会

2月2日 小学生以上

町教育委員会と県民スポーツ総参加運動推進本部では「体力づくり楽しく走ろう大会」を三月二日に開催します。

▽会場 阿知須中グラウンド
▽受付 午前九時から同九時半まで

▽種目・スタート時間
二キロ 午前十時
三キロ 午前十時半
六キロ 午前十時半

小学生以上なら町内外、誰でも参加できます。ただし、六キロコースについては中学生以上でないと参加できません。

参加希望者は一月二十七日までに町公民館へ申込書を提出のこと。
参加は無料です。



修学資金貸付限度額(月額)一覧表

単位:円

学校種類	学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	12,000	11,000	11,000		
	私立	24,000	23,000	23,000		
高等専門学校	国公立	15,000	14,000	14,000	26,000	26,000
	私立	26,000	25,000	25,000	34,000	34,000
短期大学 専修学校(専門課程)	国公立	32,000	29,000			
	私立	40,000	37,000			
大学	国公立	32,000	29,000	29,000	26,000	
	私立	41,000	38,000	38,000	35,000	
専修学校(一般課程)	国公立	22,000	21,000			
	私立					

県では母子および寡婦家庭で今年四月に小・中・高・大学(短大、専修学校含む)に入学するお子さんがおられる人を対象に就学支度資金と修学資金(無利子)を貸します。希望者は二月三日までに町住民課(☎041-22)へお申し込みください。

▽就学支度資金の貸付限度額
就学するため必要な被服などの購入資金として、小学校…三万四千九百円、中学校…四万四百円、高校…六万五千円(自宅通学)、大学…二十八万円(自宅通学)。

高校、大学で自宅外から通学の場合は一万円増。

▽修学資金貸付限度額
修学するための授業料、書籍代、交通費などの資金で、学校や学年で多少違うが月額最低一万一

お知らせ



母子寡婦家庭に

就学支度金・修学

資金の貸し付け

県では母子および寡婦家庭で今年四月に小・中・高・大学(短大、専修学校含む)に

入学するお子さんがおられる人を対象に就学支度資金と修学資金(無利子)を貸します。希望者は二月三日までに町住民課(☎041-22)へお申し込みください。

▽就学支度資金の貸付限度額
就学するため必要な被服などの購入資金として、小学校…三万四千九百円、中学校…四万四百円、高校…六万五千円(自宅通学)、大学…二十八万円(自宅通学)。

老齢年金受給者に
源泉徴収票を送付

千円(国公立高)から最高四万一千円(私立大)まで(上表参照)

国民年金の老齢年金を受けている人には一月中に年金の源泉徴収票が社会保険事務所から送付されます。

この源泉徴収票には、昨年中に支払われた年金の総額、源泉徴収税額および控除の内容などが記載されています。

源泉徴収される人は、原則として所得税の確定申告をする必要はありません。しかし、

二つ以上の年金同時に
受給はできません

年金を受けている人が、さらに他の年金を受けられるようになることがあります。原則として一つの年金を選択

通信制の職業
訓練生を募集

労働省所管の職業訓練大学校では実務経験者を対象に技能士課程一級と二級の通信制

給料のほかに年金や他の収入がある人、または源泉徴収の所得税を納め過ぎて還付を受けようとする人などは確定申告をしなければなりません。その場合、この源泉徴収票が必要で、

年金の問い合わせは宇部社会保険事務所(☎043-721-25)へどうぞ。

この届出が遅れると、年金の支払が保留になったり、過払いが生じ、後で返納するようになり、十分に注意してください。

舛添要一氏が講演

2日 山口市でコミ・フェア

県商工情報センターでは設立十周年を記念して「コミュニティケーションフェア・イン・やまぐち」を二月一日・二日の両日山口市民館で開催します。パソコン通信など実際に体験できるテーマゾーンは一日午後一時から、二日は午前十時からそれぞれ午後六時まで

成分献血に
ご協力を

2月7日
体育センター前
午前10時〜午後4時

郵政省では大蔵省、文部省、自治省など関係機関の後援を得て「二十一世紀への夢プラン簡易保険新加入運動」を展開しています。

郵政省が加入運動中

入場は両日とも無料ですが講演会については整理券が必要です。整理券の申し込みは山口県商工情報センターフェア係(山口市熊野町一十一N Pビル ☎043-923-700)へ電話でどうぞ。

簡易保険にどうぞ

23日 機能訓練(公、前10時)

26日 たこづくり教室(公、前9時) たこ上げ大会(阿中クラウンド、後1時半)

2月2日 体力つくり楽しく走ろう大会(阿中クラウンド、前9時受付)

7日 献血(体育センター前、前10時〜午後4時)

郵政省の簡易保険として集

訓練の受講者を募集しています。

修了者には技能検定のおき学科試験が免除されます。

▽内容 一級:機械加工、配管など八科・二級:機械プラント製図、広告美術仕上げなど二十二科

▽受講料 一級が八千二百四十円、二級は六千八百八十円

▽受講期間 一年

▽問い合わせ先 山口技能開発センター(☎043-923-948)または小野田技能開発センター(☎043-334-32)へ

水道のない宅地を
購入される皆様へ

水道施設がないために飲料水に井戸水を使用する宅地を購入される場合には、地域によっては地下水の中に大腸菌群や鉄、マンガンなどが水質基準以上含まれ、飲用としては不適当なことがありますので必ず水質検査を受けてください。

なお、地下水の水質は変化することがありますので、購入後も定期的に水質検査を受けましょう。

水質検査については山口環境保健所(☎043-923-511)または町水道課へご相談ください。